

◎ グラウンド

栗野スポーツセンター・きらめきスタジアム

ア グラウンド

区 分		算定基礎	金 額 (単位 円)				摘 要
			午 前 9:00～12:00	午 後 13:00～17:00	夜 間 18:00～21:00	超過料金 (1時間につき)	
グラウンド	高校生以下	全面につき	1,000	1,000	1,000	300	1 グラウンド半面を専用して利用する場合は左記の金額の2分の1に相当する額。
	一 般		1,500	1,500	1,500	500	
ソフトボール 専用球場	高校生以下	1面につき	500	500	500	150	2 利用者が入場料を徴収する場合には、左記の金額の2倍に相当する額
	一 般		750	750	750	250	

イ 付属施設

区 分	算定基礎	金 額	摘 要
照明施設 (グラウンド)	全 面 (1時間につき)	円 4,000	1 2分の1灯以下を使用する場合は、左記の金額の2分の1以下に相当する額。 2 利用者が入場料を徴収する場合には、左記の金額の2倍に相当する額
照明施設 (専用球場)	1 面 (1時間につき)	2,000	3 使用時間が1時間未満の端数が出たときは切り上げる。 4 照明施設の使用は、4月1日から10月31日までとする

《 注意事項 》

- ◎ アマチュアスポーツ以外で使用する場合、興業等営利目的で使用する場合は、別途お問合せください。
- ◎ 市外の方が利用する場合は、この表に掲げる額にその額の10分の5を加算した額となります。
- ◎ 「高校生以下」には、就学前の幼児は含みません。
- ◎ 照明施設の使用料は、専用した場合に限ります。
- ◎ 1時間未満の端数がでたときは、1時間とします。
- ◎ 体育館、研修室(多目的ホール)等屋内施設の専用使用料は前納となります。  
グラウンド等屋外施設の専用使用料、照明施設使用料、冷暖房使用料は後納となります。